



来年度の研修・訓練計画を立てよう

BCP、虐待、感染症対策のニューフェイスをどう組み込むか

いよいよ来年3月末にメ切を迎えるBCP、虐待、感染症対策の各種取り組み。同日までに指針や規定を整備しなければならないが、職員向け内部研修や訓練、委員会は令和6年度に実施すればよいことになる。

しかしこれが曲者であり、事業形態ごとに実施すべき回数が微妙に異なっていたり、そもそも訓練として何をすればよいか判然としないものもある。そこで本号の特集でそうした実態を可能な限り解明し整理した。年明け以降の事業運営の好スタートを切って頂きたい。

11月25日、あすか様にて顧問先の運営する「カフェ」にて腹話術をする外岡潤。



訪問介護事業所における年間スケジュール案

- 4月 オリエンテーション
法令遵守・倫理研修
- 5月 虐待予防研修 感染対策委員会1
- 6月 感染症対策研修1、BCP 感染編の研修と訓練 (合同)
- 9月 避難訓練、BCP 災害編の研修と訓練 (合同)
- 11月 虐待防止委員会
- 12月 感染症対策委員会2

↑
BCPは年1回以上の研修と訓練
虐待は年1回以上の研修と委員会
感染は年1回以上の研修と年1回の訓練、年2回の委員会
がそれぞれ必要。

外岡新聞

12月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL: 03-6555-3437
FAX: 03-6730-6140



11月22日に自主セミナー「来年3月末メ切の宿題を総チェック！&質問相談会」を開催しました。感染症対策の指針など、かゆい所に手が届く難形も併せて講義動画を顧問先様にご提供します。是非ご活用ください！



☆：外岡潤

○：訪問事業所のサ責

○：いやー、とうとう始まってしまいうんですね、BCP…

☆：初めて告知されたのが3年前というのが、信じられないですね。光陰矢の如しです。

○：BCPが令和6年3月31日までに完成していないと、減算ですか。

☆：実はつい最近、11月27日の給付費分科会で以下の方針が示されました。

・特養老健、介護医療院、デイショート、小多機やGホームは原則減算対象（ただし令和8年度末までの間、感染症の予防およびまん延防止のための指針及び非常災害対策計画が策定されている場合は減算しない）

・訪問介護看護・訪問入浴、定期巡回等の訪問系は令和8年度末まで減算対象としない。

○：はあ…なんだか歯切れが悪いというか、玉虫色の結論ですね？ともかく訪問であるうちはどうやら締切が延期されたようですが。

☆：そうなんです。ただ、当たり前ですが災害や感染はいつ来てもおかしくないもので、施設系が義務化されるこのタイミングに一気に仕上げてしまった方が良いことは間違いありません。どうせ運営指導などで催促されるでしょうし。

○：訓練と研修も、来年度から始めた方がいいですね。

☆：そうですね、減算は猶予されるとはいえ義務であることに変わりはないので。

○：えーと、BCPに関しては年1回の研修と訓練でいいんですね。研修は先生の動画を見るとして、訓練って何をやればいいんでしょうか…

☆：解釈通知には「感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう」とあるので、まずは災害と感染症を別々に訓練する必要がありますよね。感染症については、感染症対策研修と「一体的に実施することも差し支えない。」とあるので、上のスケジュールにはそのように記載しています。注意点として、感染対策の「委員会」は最低年2回開催、とされています。

○：了解です。まあ委員会はそれほど負担ではないので問題なさそうです。

外岡新聞

12月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-6555-3437
FAX:03-6730-6140



11月22日に自主セミナー「来年3月末までの宿題を総チェック！&質問相談会」を開催しました。感染症対策の指針など、かゆい所に手が届く難形も併せて講義動画を顧問先様にご提供します。是非ご活用ください！

☆: BCPの訓練の中身ですが、解釈通知には「机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切」と書かれています。

○: 机上というところ…みんなでBCPを読み合わせるとか？それは研修でやることかな。

☆: そうですね、意識的に研修との違いを設ける必要がありますが、「研修は受け身、訓練は能動的」という意識を持たれると良いでしょう。研修であれば講師の話だけを聞けば良いですが、訓練では例えば段階ごとにグループディスカッションをして、次に何をするか？を話し合うといったシミュレーションが考えられます。

○: なるほど、イメージが湧いてきました。次に実地ですが、災害についてうちのような訪問介護事業所はどうすればいいのでしょうか。

☆: どこまでできるかは難しいところですが、例えば一斉送信のチャット機能を用いて実戦形式で送信、安否確認のアンケートを集計したり事務所に実際に集まるということが考えられます。「ラインワークス」というアプリが役立つと思います。

○: そうか、まず職員さんの安否確認から始まるんですね。その後はご利用者の救助でしょうか。

☆: その通りですが、これを訓練しようとしても難しいですよ。むしろ各ご利用者ごとに、担会などで関係事業所間で被災時の対応について話し合うという日頃の準備が効果的だと思います。そのような取り組みを各自報告し確認するというのも、訓練として認められるものと考えます。

○: 分かりました。

虐待防止委員会はどうやるの？

○: 虐待についても取り組まないといけないんですね。

☆: はい、これも在宅事業所は手薄かと思いますが、BCPのように猶予の話は出ていないようですので減算回避のためにも必ずやらなければなりません。

○: 取りあえず、年1回の研修と委員会でいいんですね。

☆: そうです。ただ、実際には虐待と思われる事件はいつ起きるか分かりませんよね。

○: それはそうですね…何か事件が起きる都度会議すべきでしょうか。

☆: そこまでは法的義務とされていませんが、利用者保護のためにはそうすべきと考えます。セミナーなどでは、年1回の「定期委員会」とは別に、必要に応じて都度開催する「適時委員会」というものも設け、適時で協議したケース類を定期で総まとめ、振り返りを行うという二本立てをお勧めしています。

○: なるほど…そうしたことを話し合うのが委員会なんですね。

☆: 他にも研修について等テーマは複数ありますが、同じく作成が義務付けられている「指針」に記載することとされています。この指針は、施設であれば殆どが整備していますが在宅ではモデルとなるものも見当たらないですね。そこで弊所で雛形を作成、交付しています。必要な方はワードデータでお渡しできますし、完成したもののチェックも致しますのでお気軽にお申し付けください。

外岡流 趣味の部屋 美しく青きドナウ



土日は家族専用ドライバァの日々ですが、娘のお気に入りドリフのDVDを流していたところ、志村けんが繰り返し口ずさむメロディーが気になり仕方なくなり「あれー確か音楽の授業で聞いたような…」果たしてそれは、ヨハン・シュトラウス2世作曲のワルツ「美しく青きドナウ」でした。そして、ウイキペディアには大変面白いエピソードが記されていたのです。作詞したのは、なんとアマチュアで本職が警察官のヨーゼフ・ヴァイル。当時普墮戦争に敗れたオーストリア国民を励ますために、明るく呼びかける愉快な歌詞を付けました。「ウィーンっ子よ、陽気にやろうぜ！おう、どうして？見回してみろよ！ほら、ほらかな光だ そんなもの、見えないうぜ！ほら、謝肉祭さ！」…といった調子です。今に伝わる歌詞は「遙かに涯なくドナウの水は往く 美しい藍色のドナウの水は常に流れる」という品行方正？なもので、オリエントとは全く違っていたのです。個人的には元の方が人間味がありずっと好きなのですが、中には「6軒のテナントが埋まらなけりや 残りの家賃を上げればいい」と等という当時の世相を反映したものもありました。興味のある方は是非検索してみてください。

編集後記
あつという間に年の瀬を迎えることとなりましたが、業界は専ら報酬改定の議論で持ち切りのようです▼その中で、ついにRCCに関する違反時のペナルティが示されましたが、また3年延びたと喜ぶことは危険です▼いつ大震災やクラスタが発生するかは分かりませんが、また直前で慌てることのないよう整備し研修・訓練を始めることが重要です。疑問や不安がある方はご相談ください。